

農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>この基準で問題が無いのであれば特段反対ではない。</p> <p>（ただ、人体への基準はともかく、薬剤の構成元素としてフッ素を含むのであまり使われない方が良いのではないかと考える。）</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本剤の農薬使用者への影響評価においては、各試験で得られた無毒性量を基に、種差及び個人差を考慮した安全係数で除して農薬使用者暴露許容量 (AOEL) を設定しております。申請されたとおり使用された場合の推計暴露量は、AOELを超えないことを確認しており、農薬使用者の安全性は担保されると考えています。また、本剤の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量から、急性農薬使用者暴露許容量 (AAOEL) は設定する必要はなく、急性影響は考慮する必要がないと判断しました。</p> <p>なお、農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるものであることから、農薬使用者への影響も含め、人の健康や環境に対する安全を確保することが必要です。このため、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、安全性の評価を行い、問題がないと判断した農薬のみを、農林水産省が登録しています。また、農薬は登録されたものしか使ってはいけないことはもちろん、登録の際に、使用できる作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数等）も合わせて定めており、農薬を使用するときにこれらを遵守することで農薬の安全性が確保されています。</p>